

答 申

第 1 審査会の結論

警察本部長（以下「実施機関」という。）は、既に部分開示決定を行った本部長指揮事件指揮簿、署長等指揮事件指揮簿及び捜査主任官指名簿（以下「本部長指揮事件指揮簿等」という。）に加えて、平成 14 年 1 月 14 日及び 3 月 13 日の強姦事件などに関する別記 1 に掲げる文書件名に該当する公文書を開示請求の対象として改めて特定し、開示決定等を行うべきである。

第 2 審査請求の経過

1 開示請求

平成 22 年 6 月 2 日、審査請求人は、富山県情報公開条例（平成 13 年富山県条例第 38 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定により、実施機関に対し、「H14. 1. 14 及び 3. 13 の強姦事件などに関する H14 年度及び H19 年度の氷見警察署捜査指揮簿など 添付目録参照」に関する公文書（以下、「本件対象公文書」という。）について、開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

添付目録は、氷見警察署の保管文書目録及び保存文書目録（以下「本件目録」という。）の写しであり、審査請求人が本件目録の写しに丸印を付した文書件名は別記 1 のとおりである。なお、本件目録は、平成 22 年 1 月 21 日に審査請求人が情報公開総合窓口において写しを請求し交付したものであるが、これは条例第 37 条に規定する公文書の検索に必要な資料であり、開示請求をしようとする者が容易かつ的確に開示請求をすることができるよう、一般の閲覧に供されている。また、保管文書とは各課室所等の事務室内で管理されている文書であり、保存文書とは書庫等に引き継がれた文書をいう（富山県公文書開示事務実施要綱（平成 14 年経営企画部長通知）第 6 1）。

2 開示決定等

- (1) 平成 22 年 7 月 30 日、実施機関は本件開示請求に対し、本部長指揮事件指揮簿等を本件開示請求に係る公文書と特定した上で、部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- (2) 平成 22 年 9 月 9 日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 5 条の規定により、公安委員会に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (3) 平成 22 年 10 月 7 日、公安委員会は、条例第 19 条の規定により、本件審査請求について富山県情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

第3 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分を取り消し、本件対象公文書の開示を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、非開示理由説明書に対する意見書及び審査会での意見陳述において主張する本件審査請求の理由の要旨は、概ね次のとおりである。なお、審査請求人はこのほかにも理由を主張しているが、本件答申の趣旨に照らし、公文書の特定、非開示とされた公文書に関するもののみ掲げる。

(1) 本件開示請求は、関連事件に係わる氷見警察署の文書のうち、本件目録の写しに丸印を付して文書件名を特定して、平成14年度、平成19年度において関連するものを開示請求したものである。

しかしながら、開示されたのは、丸印を付した文書件名の公文書のほんの一部分に過ぎず、非開示とされた公文書があまりに多かった。

(2) 本件開示請求に際して、請求したい公文書の分類、件名ごとに丸印を付した本件目録の写しを開示請求書に添付している。これは、開示請求書の欄が狭く請求したい公文書の件名を全て書くことができなかつたため、情報公開窓口の警察職員に相談したところ、本件目録の写しを添付すればよいとの助言があったので、それに従って行ったものである。

したがって、実施機関が説明するように、本件目録を「参考にして欲しい」と話したことはない。

(3) 実施機関は、「審査請求人と本件対象文書として本部長指揮事件指揮簿等の3種類の文書を特定することにつき確認し、開示手続きを進める旨について了承を得た」と説明するが、そのようなことはなかった。

(4) 開示請求する情報の特定が足りないのであれば、補正の参考となる情報の提供が義務付けられている。今回はその情報提供が全く無く、条例第6条に違反している。

(5) 部分開示決定通知書は情報公開を求めた公文書の大部分について、理由を全く示さずに非開示としており、条例第7条及び第19条に違反している。

(6) 非開示とされた文書の中には保存期限を過ぎ文書が廃棄された場合もあると説明があったが、そのような理由も部分開示決定通知書には記載されていない。

第4 実施機関の説明

実施機関が、非開示理由説明書及び審査会での意見陳述において説明する公文書の部分開示決定に係る理由の要旨は、概ね次のとおりである。なお、実施機関はこのほかにも理由を主張しているが、本件答申の趣旨に照らし、公文書の特定、非開示とされた公文書に関するもののみ掲げる。

1 本件処分について

- (1) 本件開示請求は、「H14. 1. 14 及び 3. 13 の強姦事件などに関する H14 年度及び H19 年度の氷見警察署捜査指揮簿など」であり、一連の事件に関し、作成、取得した公文書の開示請求であり、請求人が確認した氷見警察署鑑識、捜査係の文書目録から「作成されたと推測される」文書にチェックをしたものを参考として添付し、請求されたものである。
- (2) 審査請求人が参考として提示した丸印が付された本件目録に基き、作成及び取得状況を検索した結果、本件対象公文書として本部長指揮事件指揮簿等の 3 種類の公文書を特定し、本件処分を行った。個々の公文書については、本件開示請求を基本とし、平成 14 年 1 月、3 月及び 8 月に発生した強姦事件に関する公文書を、請求人が提示した丸印が付された本件目録を参照した上で特定した。
- (3) 検索した結果に基き、担当職員から審査請求人に連絡し、本件対象公文書として 3 種類の公文書を特定することについて確認し、開示手続きを進める旨について了承を得ている。

2 本件審査請求の理由について

- (1) 審査請求人が提示した本件目録は、本件開示請求に関する事件について作成された公文書の目録ではない。本件開示請求に係る公文書の特定は、審査請求人に確認し、請求内容の趣旨及び意思を確認して行ったものである。
- (2) 本件開示請求に関しては、審査請求人に確認したとおり、公文書の特定もされ、条例に規定する補正手続きの必要もなかった。
- (3) 本件処分に際しては、特定した公文書に関し、部分開示決定とした 3 種類の文書の記載事項のうち、開示をしない部分及び理由を通知書の別紙に明記している。具体的には、「開示しない部分の概要」及び「開示しない理由」を記載して審査請求人に対し非開示情報の内容が明らかにならないよう、非開示情報の類型を示している。

なお、本件開示請求の対象として特定していない文書については、そもそも非開示理由を示す必要はない。
- (4) 本件目録に記載される公文書の全てが本件開示請求の内容に関連して作成されたものではなく、本件目録に記載される公文書の中には保存期限を経過し廃棄したものも含まれている。

第 5 審査会の判断

1 本件審査請求の内容について

本件審査請求は、本件開示請求に対して本部長指揮事件指揮簿等を部分開示した実施機関の本件処分について、①本件目録に記載されていながら非開示とされた文書があまりに多いこと、②特定が足りないのであれば補正の参考となる情報の提供が義務づけられているにも関わらず、情報提供が無かったこと、③情報公開を求めた文書の大部分について理由を全く示さずに非開示としていることなどを理由として全面的に開示するよう審査請求人が主張

しているものである。

しかしながら、実施機関はそれらを否定しており、つまるところ両者の見解の相違は、本件対象公文書の特定にあるものと認められる。

このことから、以下、本件対象公文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象公文書の特定について

実施機関は、審査請求人に開示請求の趣旨及び意思を確認し、了解を得たうえで本件対象公文書を特定したものであり、開示手続きには問題がなかった旨の説明をしている。一方、審査請求人は、そのような確認や了解は存在せず、事実に反した説明であるとした上で、本件目録は参考として添付したのではなく、本件目録に丸印を付した全ての公文書を開示請求したものであると説明しており、審査請求人の開示請求の意図を明確にしている。

仮に、実施機関が主張するように、本件対象公文書を本部長指揮事件指揮簿等に特定し、そのことについて審査請求人の了解を得たのであれば、実施機関は開示請求書の補正を求めることにより対象公文書について両者の意思の一致を確認しておくべきであるが、こうした補正手続きは行われていない。

また、審査会事務局職員をして実施機関に、本件対象公文書の特定の連絡をしたときの説明内容を確認させたところ、実施機関は、説明内容の担当者メモが残っているが、別記1の文書件名について1件ずつ個別に説明は行っていないとのことであった。そのほか実施機関の主張を客観的に証明する証拠も存在しない。

以上のことから、実施機関が本件目録を参考として取り扱い、本件対象公文書を本部長指揮事件指揮簿等の開示できる公文書に限定的に特定したことは、審査請求人の本件開示請求の意図を誤って解釈したものであり、不適切であったと認めざるを得ない。

よって、実施機関においては、既に部分開示決定を行った本部長指揮事件指揮簿等に加えて、平成14年1月14日及び3月13日の強姦事件などに関する別記1に掲げる文書件名に該当する公文書を開示請求の対象として改めて特定し、開示決定等を行うべきであると判断する。

3 諮問内容の一部に係る答申をひとまず行うことについて

本件諮問は、本件目録を参考として本件対象公文書を本部長指揮事件指揮簿等の3種類のみ特定し、本件処分を行った実施機関の判断についてされているものであり、審査会としては、審査請求人は別記1の文書件名に該当する全ての公文書について本件開示請求を行っているので、改めて対象公文書を特定し、開示決定等をすべきとの判断に至ったところである。

また、審査請求人は、本件対象公文書であるにも関わらず実施機関の判断により特定されなかった公文書（別記1の公文書のうち部分開示決定を行った本部長指揮事件指揮簿等の3種類以外の公文書。以下「本件非開示文書」という。）について個々の理由が明示されず非開示とされたとの主張を行っており、審査会においては、実施機関が個々の公文書ごとに非

開示と判断した理由が妥当なものであるか否かについて、今後更に調査審議を行う必要がある。

そこで、審査会としては、本件非開示文書について条例第7条各号に規定する非開示情報該当性等を判断するに先立ち、諮問機関に対する第一次の答申として、改めて対象公文書を特定し、開示決定等をすべき旨の上記判断を示すことが相当であると考えたものである。

実施機関においては、審査会が本答申において示した上記判断にのっとり、本部長指揮事件指揮簿等に特定した本件処分に加えて、本件非開示公文書について改めて開示決定等の措置を速やかに採るのが相当と考える。

その上で、審査会において、なお、非開示とされた部分の非開示情報該当性について調査審議を進めることとするので、実施機関から、同条各号等に該当することによりなお非開示とされた文書もしくは箇所及びその具体的理由が審査会に対してのみならず審査請求人に対しても明らかにされることが、今後の調査審議を進める上で適切であると考え次第である。

実施機関においては、以上の趣旨に即して所要の措置を講じ、その結果を速やかに審査会に通知するよう取り計らわれない。

4 結論

以上の理由から、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 付言

(1) 開示請求に対する実施機関の対応について

条例第1条では、情報公開制度は「県政についての県民の知る権利を尊重し、県の諸活動を県民に説明する責務を全うされるようにすることが重要であることにかんがみ」、「県民の理解と信頼の下に県民参加の公正で開かれた県政を推進することを目的とする」と規定されている。また、条例第37条では、実施機関は「当該実施機関が保有する公文書の特定に資する情報の提供その他開示請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする」と規定されている。

実施機関は、こうした制度の趣旨を十分に理解し、公文書の開示請求に対しては適切に応じなければならない条例上の義務を負うものであり、適切に対応されたい。

(2) 理由付記について

実施機関においては、非開示決定を行うときには、条例第11条第2項に基き、存否応答拒否をする場合及び公文書を保有していない場合も含めて処分しなければならないこと、及び条例第13条の2に基き、個々の公文書について非開示とする理由を示さなければならないことに留意するよう申し添える。

第6 審査会の開催経過

本審査会の開催経過の概要は、別記2のとおりである。

別記 1 審査請求人が本件目録の写しに丸印を付した公文書の件名

本件目録	公文書の件名	備 考
保管文書目録	(1) 鑑識技能検定合格者通知書	
	(2) 鑑識資料採取報告書	
	(3) 鑑識資料送付書	
	(4) 指紋等対照結果通知書	
	(5) 指紋等確認通知書	
	(6) 現場指紋等送付簿編冊	
	(7) 足跡等送付処理簿	
	(8) 被疑者足跡等照会書	
	(9) 似顔絵作成報告書編冊	
	(10) 法歯学協力医出動報告書等綴	
	(11) 唾液による血液型検査依頼書編冊	
	(12) DNA型鑑定資料保管申請書等綴	
	(13) 署長等指揮事件指揮簿	
	(14) 捜査指揮簿	
	(15) 捜査主任官指名簿	
	(16) 呼出簿	
	(17) 令状請求簿	
	(18) 送致事件写編冊	
	(19) 重要未検挙犯罪編冊	
	(20) 証拠物件管理・出納簿編冊	
	(21) 証拠物件保存簿	
	(22) 鑑定囑託書関係編冊	
	(23) ち密な捜査の推進強化要綱関係報告書編冊	
	(24) 手口記録作成簿	
	(25) 被害記録作成簿	
保存文書目録	(26) 現場鑑識結果報告書編冊	
	(27) 法歯学協力医出動報告書等綴	
	(28) 署長等指揮事件指揮簿	
	(29) 捜査指揮簿	刑事課

(30) 捜査主任官指名簿	刑事課
(31) 犯罪事件処理簿	
(32) 手口記録作成簿	
(33) 被害記録作成簿	
(34) 手口記録・被害記録異動通知書	
(35) 手口記録・被害記録削除通知書	
(36) 出力資料管理簿（警察署用）	
(37) 留置管理関係編冊（8文書）	
(38) 捜査指揮簿	生活安全係
(39) 捜査主任官指名簿	生活安全係

別記2 審査会の開催経過の概要

年 月 日	内 容
平成22年10月7日	諮問書を受理
平成22年11月10日	実施機関に非開示理由説明書の提出を依頼
平成22年12月10日	非開示理由説明書を受理
平成22年12月15日	審査請求人に非開示理由説明書を送付するとともに、これに対する意見書の提出を依頼
平成22年12月17日 (第84回審査会)	審議
平成23年1月17日 (第85回審査会)	実施機関から非開示理由説明を聴取 審議
平成23年1月24日	審査請求人から意見書を受理
平成23年2月24日 (第86回審査会)	審査請求人から意見を聴取 審議
平成23年4月4日 (第87回審査会)	審議
平成23年4月14日	第一次答申

富山県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
稲垣雅則	北日本新聞社論説委員長	
岩田繁子	富山県婦人会会長	
大坪健	弁護士	会長職務代理
蟹瀬美和子	前富山県社会福祉協議会専務理事	
小室修	富山県商工会議所連合会常任理事	
八木保夫	富山大学経済学部教授	会 長

